

# 令和 6 年度集団指導

---

紀の川市福祉部高齢介護課

令和6年2月20日（木）

# 目次

---

- ① 電子申請届出システムの運用
- ② 令和6年度介護報酬改定等の主な事項
- ③ 虐待防止対策等
- ④ ケアプラン点検
- ⑤ その他

# ① 電子申請届出システムの運用

---

介護サービス事業者等が都道府県又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等（以下「指定申請等」という。）の手続きについては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）により、原則として、令和7年度までに「電子申請・届出システム」を使用して行うことになりました。

紀の川市は、**令和7年1月6日**より電子申請・届出システムにより受付を開始していますので、積極的な活用をお願いします。

詳細は、下記の紀の川市ホームページを参考に申請をお願いします。

<https://www.city.kinokawa.lg.jp/024/2024-0917-1010-40.html>

資料①電子申請・届出システムの流れ   資料②GビズID

## ②令和6年度介護報酬改定等の主な事項

### 業務継続計画未策定減算

(介護保険最新情報vol.1225 問164・問165参照)資料③

**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。**

居宅介護支援については、上記に関わらず令和7年3月31日まで減算適用しない。

減算額 施設・居住系サービス：(入所者全員) 所定単位の3%減算

その他のサービス：(利用者全員) 所定単位の1%減算

令和7年4月1日から経過措置がなくなり一律減算が適用される

## ②令和6年度介護報酬改定等の主な事項

### 業務継続計画未策定減算

(介護保険最新情報vol.1225 問164・問165参照)資料③

減算となった場合の期間は、**基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで**、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。

・減算される起算日は、運営指導等によりBCPの未策定等を発見した時点ではなく、**「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算**される。

例えば、令和7年10月に運営指導でBCPの未策定が判明した場合、令和7年10月からではなく、**令和6年4月から減算の対象となる**。（経過措置の対象である場合は令和7年4月から）

## ②令和6年度介護報酬改定等の主な事項

### 2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②



研修を実施する  
必要があります

## ②令和6年度介護報酬改定等の主な事項

---

【地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護】

入浴介助加算の要件見直し (介護最新情報vol.1225・問60) 資料③

入浴介助加算（Ⅰ）算定する場合 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を行うこと。

研修内容について

- ・ 具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助

対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。

- ・ なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

## ②令和6年度介護報酬改定等の主な事項

### 1.(3)⑩ 入院時情報連携加算の見直し

| 概要                                                                                                                                                                    | 【居宅介護支援】 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ○ 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。<br>【告示改正】 |          |

| 単位数・算定要件等                                                                                                                | ※(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを算定                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>     | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>入院時情報連携加算(Ⅰ) <b>250単位/月(変更)</b></p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日のうちに</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ <u>入院日以前の情報提供を含む。</u></p> <p>※ <u>営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</u></p> |
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>入院時情報連携加算(Ⅱ) <b>200単位/月(変更)</b></p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日の翌日又は翌々日に</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ <u>営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目までが営業日でない場合は、その翌日を含む。</u></p>          |

大きく変更

## ③虐待防止対策等

---

介護サービス事業所・施設等職員に求められているもの

### 介護サービス事業所・施設等職員にある法的義務

介護サービス事業所・施設等の職員は、従事者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に報告しなければならない。

（高齢者虐待防止法第21条）

職員による市町村への通報は、法律による義務であり、施設等内で虐待が発生しているにもかかわらず、速やかな報告を怠った場合、高齢者虐待防止法違反のほか悪質な場合は、介護保険法等の人格尊重義務違反と判断され、処分（停止や取消）の事由となる可能性があります。

資料④：「高齢者虐待防止について」和歌山県介護サービス指導室

## ④ケアプラン点検結果について

---

別紙の資料で説明

## ⑤その他

---

### ①運営推進会議の開催について（再周知） 資料⑤

地域密着型サービス事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の方々に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、主に以下の4項目等を達成するために、運営推進会議を事業者自ら設置するべきものとされています。

なお、運営推進会議は、対面もしくはオンライン（テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする）となっています。ただし、オンラインで実施する場合は、利用者又はその家族からその同意を得ておいてください。

- ① 事業所運営の透明性の確保    ②サービスの質の確保  
③事業所による利用者の「抱え込み」の防止    ④ 地域との連携の確保

**※高齢介護課及び地域包括支援センターに必ず開催の1か月前までに連絡をお願いします。**

## ⑤その他

---

### ②高齢者福祉班からお知らせ 資料⑥

「紀の川市高齢者紙おむつ助成申請書」の様式変更について

---

ご清聴ありがとうございました